

広 報 資 料		宮城県道路交通規則等の一部改正について (駐車禁止除外標章・駐車許可に関する改正)		宮城県警察本部 交通部交通規制課	
根拠		【駐 車 禁 止 除 外 標 章】 ● 宮城県道路交通規則第3条		【駐 車 許 可】 ● 宮城県道路交通規則第7条	
制度の解説		● 「駐車禁止除外標章」とは 身体障害者等や特定の業務に使用する車両に対して、公安委員会が駐車禁止除外標章を交付する制度です。 ● 「駐車許可」とは 訪問診療、訪問看護、訪問介護、貨物運搬等、相当期間反復継続して行うような用務に使用する車両が、訪問先に駐車場がないために、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、警察署長の駐車許可を受けることができる制度です。			
改正の背景		● いわゆる「物流2024年問題」を背景として、令和6年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画で、物流・医療をはじめとする、社会的に重要なインフラを担う事業者の駐車需要に対応するため、駐車規制の在り方が見直されました。 ● これを受けて警察庁から、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関する通達が発出され、 運用の全国統一化や各種関係手続の合理化簡素化の指示がなされた ことから、駐車許可等の運用を規定する宮城県道路交通規則等を改正することとしました。			
主 な 改 正 内 容					
駐車禁止除外標章			駐 車 許 可		
○ 申請書類の様式変更 ・ 申請書類の様式を全国統一化しました。 ・ 再交付申請手続と記載事項変更手続を新たに規定しました。					
○ 手続の簡略化と全国統一化 ・ 自動車検査証の写し等で用務が疎明できる場合、用務を疎明する書面の提出は不要としました。 ・ 再交付申請時に添付書類の提出は不要としました。 ・ 記載事項変更申請時は変更を証する書面以外の添付を不要としました。					
○ 交付対象の追加 「看護師等が医師の指示を受け訪問するために使用中の車両」及び「助産師が訪問し助産を行うために使用中の車両」を追加しました。			○ 日時・場所に関する基準緩和 駐車日時・場所の柔軟な指定、一申請で複数場所の指定を可能としました。		
○ 手続の簡略化と全国統一化 障害等により除外申請する場合、自動車検査証の写しの提出は不要としました。			○ 審査基準の緩和 用務先からおおむね100m以内に駐車場がある場合でも、実質的に当該駐車場の利用が困難と認められる場合、許可の対象となり得ることとしました。		
【問合せ先】 宮城県警察本部 交通部交通規制課 規制第二係 電話：022-221-7171 内線5273、5274			○ 一括申請時の取扱いの変更 申請の一括受理時に各警察署ごとに書類の提出を求めておりましたが、一括申請警察署のみに提出することで足りることとしました。		
			施行日：令和7年7月1日		